

座間市立保育所の民間移管に係る選定委員会 第3回議事概要

- 1 日 時：平成25年8月9日（金）15：00～17：20
- 2 会 場：座間市役所 5F-6会議室
- 3 出席者：松浦浩樹委員、濱野真一委員、小玉由美委員、小島良之委員、高井早苗委員、澁谷かおり委員、熊谷知美委員、福祉部長
【事務局】福祉部次長、保育課長、施設整備担当
【傍聴人】なし

4 議事内容

議題

- (1) 座間市立緑ヶ丘保育園の建替え・民間移管に係る新設保育所の整備・運営法人募集要項（案）について
- (2) 緑ヶ丘保育園の民間移管にあたっての諸条件（案）について
- (3) 座間市立緑ヶ丘保育園民間移管に伴う提出書類（案）について
- (4) 座間市立緑ヶ丘保育園 民間移管に係る選定委員会評価表（案）について

その他

5 議事概要

【前回の委員会で提案、指摘のあった点について募集要項（案）を以下のとおり修正し、委員による審議を受けた。】

- (1) 定員の表記を100人以上に統一。
 - (2) ローマ数字を使用していた箇所を括弧付数字に統一。
 - (3) 応募資格の欠格条項の中で都市計画法に係る部分については今回の募集内容に合致しないことから削除。
 - (4) 用地と新施設の記述内を整理し、現在の緑ヶ丘保育園を3年利用した後に、新しい施設を建てた土地において10年間の無償貸与契約を結び、その後については有償とする記述とした。併せて固定資産税については納付対象外であることを記載。
 - (5) 提出書類については座間市ホームページよりのダウンロード対応のみであることを記載。
 - (6) 説明会の開催日については、10月1・2日の連続した日取りから、1週間けた1・9日へと修正。
 - (7) 選考基準の項目に「保育理念及び内容」という基準を付け加えた。
- ・10年経過後の有償切り替えは「座間市保育園整備計画」に則ったものであることを説明。

- ・移管法人第一次審査のプレゼンテーションに税理士の立ち会いを求めるべきかについて意見が交わされる。

- ・法人への説明会が同一曜日であることに対する懸念が出され、再度検討となる。

【前回の委員会で提案、指摘のあった点について諸条件（案）を以下のとおり修正し、委員による審議を受けた。】

- (1) 表題に建替えの語句を入れて、今回の民間移管において施設整備が前提であることを明示した。
- (2) 施設整備の基準内で乳幼児の面積を記載していた箇所を、法の規定と重複することになり、且つ対象法人の面積に対する考え方を問う目的から削除した。
- (3) 同基準内において「室内空気中の化学物質濃度が厚生労働省の示す指針値」という記述が判りづらいため、「シックハウス対策に配慮すること」の文言を付記して、内容を明確にした。
- (4) 施設整備費用の記載に、費用が2億円だった場合を一例として記述した。
- (5) 開園2箇月前までに園舎完成を求めている箇所を、条件にするのは法人が敬遠する可能性があるとの指摘により削除した。
- (6) 年齢ごとの定員の表を現時点では外し、今後建て替えに関する詳細が明らかになった時点で、参考例として具体的な内訳を提示することを説明。これに伴い、職員配置数に関しても今回は削除した。
- (7) 運営にあたって自治会・周辺住民との意見調整を求めている箇所を、条件とするには適当ではないという意見に基づき削除した。
- (8) 引継ぎ保育時の交代要員について曖昧な表記であったものを保育士、調理員共に明確な人数とした。
- (9) 外部評価の受審期限を民営化後3年以内実施することと設定した。
- (10) 卒園制作に関する対応は、現在の園長の意見も確認した上で、移管条件として記載する必要性は無いと判断し、削除した。

- ・施設整備に伴う補助対象経費に借入金制度の記載を含めた方が、応募法人に対して親切であり、市の支援体制を広報する形になるのではとの意見があり、条件の説明に記載する内容であるかを含めて検討課題とする。

- ・幹部職員と言う表現は根拠がないので、施設長又はそれに準じた職員と修正する。

- ・法人財産の取崩しに関する記載は、理事会の承認で足りると言う指摘を受けて、他の法人

からの贈与を見込む場合のみに限定した。

- ・クラス名の継承を条件には設定せず、三者協議会の議題として保護者と法人に協議してもらおうこととする。

【前回の委員会にて協議された点について提出書類(案)を以下のとおり修正したと報告し、委員による審議を受けた。】

- (1) 定例書式中、第5様式「移管を受ける際の確認事項」が、他の様式や提出書式と重複するところが多く、応募法人の負担を軽減する判断から削除し、他の様式に反映させた。
- (2) 施設の建替えに関する資料として予定していた<施設整備関連>書式については、現時点で求めることは相応しくないと判断し削除した。
- (3) 第1号様式については、指摘があった裏面の表示を「直近3回の所官庁の指導検査」から「指導監査の監査結果通知書の写し」と修正した。
- (4) 第3号様式と第4号様式はインターネットからのダウンロードに対応し、記載に際して行数は任意に調整することを添え書きした。
- (5) 第4号様式は項目名等の変更を行い、「保育理念・方針・目標について」「既存園からの引継ぎについて」を新設。また削除した様式で問い掛けていた三者協議会についての項目を設け、アレルギー食等への対応等を反映させるため給食についての記載が出来るようにした。

以前漠然とした表記であった職員に関する項目を具体化し、子ども・子育て3法を反映させた子ども園制度に関する考え方の項目を設けた。

- ・職員配置と職員の育成研修については、マニュアルの添付を求めた場合に別個に用意されるとの指摘があり、項目を二つに分ける。
- ・子ども園に関する展望を問うのは、国の施策が具体性に欠ける現時点では審査する側においても判断が難しく、審査基準として単独で取り扱う事への疑問があるとの意見が出され、「その他」の中で例として含めることになった。
- ・保育園保護者の委員より、書類による審査において法人の体質がどこまで判断できるのが難しいとの意見があり、ヒアリング及び現場視察の際に委員が質問した上で、必要ならば監査時の指摘事項・事故報告書を提出させることとした。

【前回配布した選定委員会評価表(案)を提出書類等の変更に合わせて修正し、委員による審議を受けた。】

- ・配点について、重要性の高低による差異がみられないとの指摘があり、委員による合議によって、(1)配点は全項目において0～5までとする、(2)重要な項目については計算時に倍の得点とする、ことが取り決められ、どの項目を対象にするかを個別に協議した。
- ・財務面について、負債の影響による経営の安定性、資産の運用状況の考え方を財務会計に専門知識を有する委員より説明。
- ・保育理念に関しては法人を選定するにあたって、より重要との観点から「理念」と「保育の方針・目標」に分けることとした。
- ・延長保育サービスの料金設定については、現状の15分250円を基本的には変更せず、法人からの提案（値下げ・時間等）を三者協議会で調整する。

【その他】

- ・第4回委員会については、11月8日金曜日の午後1時から法人公募後の第1次審査を行う。事前に応募書類を各委員に配布した上で、応募法人のプレゼンテーション、ヒアリングを受けて、候補者の採点を実施する。
- ・応募法人が多かった場合には事前に市で確認し、書類の不備等1次審査に相応しくない団体への対応を行う。